

インバウンドの急増を見据えた規制改革について

1. 規制改革ホットライン（インバウンド・観光関連）集中受付について

(1) 受付件数

248 件（企業・団体 34 件、個人 214 件）

提案主体別内訳

提案主体名	件数
企業・団体	34
公益社団法人 関西経済連合会	10
一般社団法人 日本経済団体連合会	3
札幌パークホテル	3
一般社団法人 新経済連盟	2
ホテルサンシャイン徳島	1
民泊大田区ホストコミュニティ	1
株式会社 ネクスト	1
ワカマツグラシ	1
中国ジェイアールバス株式会社	1
(一社)日本旅客船協会	1
バケーションプラス	1
魚太郎株式会社	1
宮崎県 日南市 日向市	1
その他(4 企業・3 団体)	7
個人(214 名)	214
合 計	248

(2) 提案内容

ア 民泊サービス（213 件）

- ・ 法整備に関するもの(旅館業法の改正、新たな法規制の制定等)
- ・ 規制緩和に関するもの(特に、最低宿泊日数規定の要件等)

- ・ 許可手法に関するもの（行政から民泊認証カードの発行、行政への申請手続の簡素化及び全国統一化等）
- ・ 構造設備基準の明確化及び緩和（客室床面積、入浴施設、トイレ、洗面設備、消防用設備等）
- ・ 建築基準法による用途地域制限の緩和
- ・ 各地域にホームシェア推進協議会の設立（相談窓口、ゲストの本人確認、許可申請のサポート、清掃、定期的な調査、確認）など

イ 通訳案内士制度の見直し（３件）

通訳案内士法について、以下のような提案が寄せられている（別紙参照）。

- ・ 業務独占資格制度（同法第 36 条）を廃止し、名称独占資格制度（同法 37 条）のみ存続させる規制改革の実施
- ・ 通訳案内士の不足を解消する観点から、現行の資格制度の在り方や試験内容の見直し
- ・ 通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化

ウ その他（32 件）

主な提案としては、例えば、以下のとおり。

道路運送法関係

- ・ 交通未整備地域における二次交通手段として観光施設や宿泊施設が所有する送迎バスの運行範囲の拡大
- ・ 訪日外国人旅行者向け貸切バスの営業区域の拡大及び日本人向け貸切バスに同様の措置を適用

入国管理関係

- ・ 訪日外国人が E D カード（出入国管理カード）を事前記入できるよう様式をネット上にアップすること、将来的に E D カードの廃止や事前登録化の検討
- ・ 入国時に自動化ゲートを利用する訪日外国人に対する免税販売制度の周知強化

2．今後の進め方

(1) 民泊サービス

「民泊サービス」については、既に検討が行われているところ、集中受付で寄せられた提案も参考にしながら検討を進めることとしてはどうか。

(2) 通訳案内士制度の見直し

通訳案内士制度は、近年特区を活用した制度改正は行われているものの、昭和 24 年以来制度の基本的枠組みは変わらないまま経過している。ホットラインに寄せられた提案を見ても、訪日外国人旅行者（インバウンド）が急増する中で、通訳案内の担い手不足、多様化するニーズへの対応といった問題に十分対応できておらず、制度の在り方を見直すべきとの提案がなされている。

本件については、今後の本会議において取り上げることとしてはどうか。

(3) その他

上記(1)及び(2)以外の提案については、関係ワーキング・グループで分担の上、必要な検討を進めることとしてはどうか。

提案事項の具体的内容(通訳案内士制度の見直し)

No.1

受付日：平成27年11月30日	所管省庁への検討要請日：平成 年 月 日	回答取りまとめ日：平成 年 月 日
-----------------	----------------------	-------------------

提案事項	通訳案内士法（1949年法第210号）第36条等の廃止による抜本的な規制緩和
具体的内容	【注：本提案の内容は提案者の個人的見解であり、また、提案者が所属する法律事務所の他の弁護士の意見ではない。 通訳案内士法について、業務独占資格制度（同法第36条）を廃止し、名称独占資格制度（同法第37条）のみを存続させる規制緩和を早急に実施されたい。 通訳案内士法上、対価を得て行う通訳案内は通訳案内士に独占されているため（業務独占資格制度）、通訳案内については、「有償のプロフェッショナル」と「無償のボランティア」という両極端の選択肢のみが許容されており、その中間である「少ない報酬や謝礼を受け取りながら、時々、通訳案内を行う普通の市民」の活動は禁止されている。 もっとも、近時、我が国でもシェアリングエコノミーという考え方が浸透しつつあり、個人が有する知識や経験を訪日外国人旅行者に提供したいという国民のニーズは高まっている。かかる個人が通訳案内を行うようになれば、通訳案内を行う者の確保がより容易になり、地域における観光やビジネスの魅力を高める取組みに資する効果も期待できる。しかし、かかる個人の中にはプロフェッショナルとして通訳案内を行うことを意図しない者も多く、そのような者全てに通訳案内士資格の取得や特例ガイドの研修を受けることを求めることは現実的ではない。また、訪日外国人旅行者のニーズも多様化しており、資格や研修で得られる画一的な知識・経験ではなく、個人が有している生のユニークな知識・経験を体験したいという旅行者も増えているが、従前の画一的な資格・研修といった制度は、かかるニーズに応えるような内容の通訳案内を想定していなかったと思われる。 このように、通訳案内を提供する側及び受け取る側のニーズの多様化により、従来の制度の枠組みでは十分に対応できないニーズが生じている。そもそも、現行の業務独占資格制度は1949年に開始されたものであるが、現時点でそれを維持するだけの立法事実があるのかは、批判的に検討されるべきであろう。 他方、国家資格を保有する通訳案内士による通訳案内に対するニーズも存在することから、通訳案内士業は「名称独占資格」として維持することが望ましいと考える。 したがって、上記のとおり規制緩和を実施することで、通訳案内を提供する側・受け取る側のニーズに応え、より広い選択肢を与えることが、訪日外国人旅行者の利便性や快適さを向上させるためには必要であると考えます。
該当法令等	通訳案内士法
提案主体	個人
所管省庁	国土交通省

No.2

受付日：平成27年11月30日	所管省庁への検討要請日：平成 年 月 日	回答取りまとめ日：平成 年 月 日
-----------------	----------------------	-------------------

提案事項	通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化
具体的内容	【提案内容】 通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化 【提案理由】 現在、訪日外国人旅行者向けのツアーにおける通訳案内業務については通訳案内士に行わせることになっているが、どのようなツアーが対象になるか明確化すべき。例えば、観光施設の担当者が日本語で説明する場合の通訳についても通訳案内士が必要になるかなどが不明確。
該当法令等	通訳案内士法
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会
所管省庁	国土交通省

受付日：平成27年11月30日	所管省庁への検討要請日：平成 年 月 日	回答取りまとめ日：平成 年 月 日
-----------------	----------------------	-------------------

提 案 事 項	通訳案内士資格制度の見直し
具 体 的 内 容	【提案内容】 通訳案内士資格制度や試験内容等の見直し 【提案理由】 訪日外国人旅行者の増加にともない、通訳案内士の数が不足。通訳案内士法では、報酬を受けて、通訳案内を行う者は通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならないことになっている。また、その試験の難易度が高いため、有資格者がなかなか増加しないという問題が発生している。現資格制度や通訳案内士の試験内容等の見直しを行うべき。
該 当 法 令 等	通訳案内士法
提 案 主 体	公益社団法人 関西経済連合会
所 管 省 庁	国土交通省